

「保険マーケティング大学校」会員規約

第 1 条（目的）

本会員規約は、イーエフピー株式会社（以下、「当社」という。）が運営する「保険マーケティング大学校」について、入会・退会等といった基本的事項を定めることを目的とします。

第 2 条（定義）

「保険マーケティング大学校」とは、保険営業パーソンに対するマーケティング教育を目的として当社が運営、提供する、本規約第6条に定める各種サービスやコンテンツを総称していいます。

第 3 条（入会）

入会希望者は、本会員規約に同意のうえ当社が定める方法で入会を申し込み、当社がこれを承諾した時点で会員たる地位を取得します。ただし、次の場合、当社において入会申込を承諾しないことがあります。

- ①入会申込に際し虚偽の申告があった場合
- ②入会に際し当社の信用を毀損する恐れがある場合
- ③その他当社が入会申込を承諾すべきではないと判断した場合

第 4 条（退会）

1. 会員は、当社が定める方法で退会を申し入れ、会員たる地位を終了することができます。
2. 退会日は毎月末日とし、会員は、退会希望月の15日までに、前項の方法に従って当社に退会を申し入れるものとします。
3. 会員は、次の場合、退会したものとみなされ、会員たる地位を失います。
 - ①本会員規約に違反し、当社より当該違反の是正を求める勧告を受け、その催告を受けた日から5営業日を経過してもこれに従わなかった場合
 - ②本会員規約第7条に定める対価の支払い債務に不履行が発生し、その後当該債務履行がないまま1年を経過した場合
 - ③死亡その他の事由により会員としての権利能力を失った場合
 - ④当社の都合により「保険マーケティング大学校」が廃止された場合
4. 本条に関連して発生した会員の損害については、当社は一切責任を負いません。

第 5 条（停止）

1. 会員が、以下の各号の何れかに該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員のその地位を停止または失効することができるものとします。
 - ①本会員規約に違反した場合
 - ②本会員規約第7条に定める対価の支払い債務に不履行が発生し、当社が定める期日までに履行がない場合
 - ③ その他、会員として不適切または支障があると当社が判断した場合
2. 本条に関連して発生した会員の損害については、当社は一切責任を負いません。

第 6 条（提供）

1. 会員は、次のサービスやコンテンツが当社より提供されます。
 - ①保険マーケティング講座
 - ②社長アプローチコンテンツ講座
 - ③花田敬のコーチング講座
 - ④その他コンテンツなど
2. 前項のサービスやコンテンツについて、当社は、定期・不定期の別、その内容、提供種類等を、会員の了承を得ることなく変更でき、会員はこれを承諾するものとします。

第 7 条（対価）

1. 会員は、入会日が属する月の翌月から退会日が属する月までの間、所定の会費を当社が定める方法で支払うものとします。
2. 当社は、当社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める会費及びその支払方法を変更できるものとし、会員は、予めこれを了承するものとします。
3. 会員は、第4条の定めに従い会員たる地位を失った場合や第5条の定めに従い会員たる地位が停止または失効となった場合、会員たる地位に基づき発生した当社に対する債務の全額を、指定の期日までに、当社が定める方法で返済するものとします。
4. 当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、会員または元会員がすでに支払った本条に定める対価等について、払い戻す義務を負いません。

第 8 条（変更通知）

1. 会員は、異動・退職等により当社に届け出た自己の情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社にその旨を通知するものとします。
2. 前項における通知がなされた期間において発生した事由については、当社は何ら責任を負いません。

第 9 条（知的財産権）

会員は、本会員規約第6条に定める当社からの提供について、その知的財産権が当社に帰属することを認め、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、当該提供を流用、複製または改変してはなりません。

第 10 条（個人情報）

1. 当社は、会員が開示する個人情報について、本会員規約に基づく提供上必要とされる場合を除き、会員の同意なくしてこれを利用せず、第三者にこれが漏洩しないよう厳重に管理します。
2. 当社は、当社の責に帰すべき事由により前項の情報の全部または一部が消失し会員が損害を被った場合、当社が当該会員から会費として受領した金額を限度として当該損害を賠償します。

第 11 条（機密情報）

1. 会員及び当社は、事前に他方当事者の書面による承認を得ることなく、会員たる地位を通じて知り得た他方当事者の機密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報は機密情報とはみなされません。
 - ①すでに一般に入手可能な情報
 - ②かかる情報を知るに至った当事者の責に帰すことなく一般に入手可能となった情報
 - ③法令等により開示を要求される情報
 - ④それを受領した時点ですでに他方当事者に知られている情報
2. 本条の定めは、会員が退会した後も効力を有するものとします。

第 12 条（一時中止）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合もしくはその恐れがある場合、本会員規約第6条に定める提供等「保険マーケティング大学校」の運営を一時中止することがあります。なお、一時中止する場合、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、やむをえない事情により事前通知不能のときはこの限りではありません。

第 13 条（ 免責 ）

1. 当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、本会員規約第6条に定める提供の完全性、有用性その他の保証を一切行わないものとします。
2. 当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、会員が本会員規約第6条に定める提供や会員たる地位により被った損害について、一切その責を負わないものとします。

第 14 条（ 譲渡禁止 ）

会員は、本会員規約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡してはなりません。

第 15 条（ 内容変更 ）

1. 当社は、会員の了承を得ることなく本会員規約の内容を変更でき、会員はこれを承諾するものとします。なお、本会員規約の内容を変更した場合、ただちにその旨を会員に通知します。
2. ただし、本規約の変更内容については当社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に変えることができるものとします

第 16 条（ 廃止 ）

1. 「保険マーケティング大学校」は、当社の判断により廃止となることがあります。この廃止について、会員は一切の異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、前項に定める廃止によって会員が被った損害について、一切その責を負わないものとします。

第 17 条（ 協議解決 ）

本会員規約に定めなき事項または疑義が生じたときは、会員・当社協議のうえ円満に解決を図るものとします。

第 18 条（ 合意管轄 ）

本会員規約に関する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を合意による専属的管轄裁判所とします。

第 19 条（ 同意 ）

本規約の内容に同意した場合には、双方の契約内容となります。

この規約は、2017 年 1 月 12 日から施行する。

2017 年 7 月 12 日より改訂版を施行する。

2018 年 1 月 11 日より改訂版を施行する。

2018 年 7 月 1 日より本改訂版を施行する。

運営

イーエフピー株式会社

住所：東京都中央区湊 1-2-10 堀川ビル 2 階

TEL : 03-5244-9433

FAX : 03-5244-9473